

『H25年度税制改正大綱（7）雇用促進と所得拡大税制活用』

今回の税制改正では所得拡大促進税制が創設されるとともに、雇用促進税制における税額控除額の変更（現行20%から40%へ引き上げ）も盛り込まれた。

所得拡大促進税制は、基準事業年度比5%以上の給与増について、法人税または個人事業主の所得税額から増加額の10%の税額控除を認める制度。申告時に要件を満たしていれば、適用可能である。一方の雇用促進税制では、前期末と比当期末の雇用者を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させたことが必要になると同時に、適用を予定する事業年度開始後2カ月以内に「雇用促進計画」をハローワークに提出しなければならない。ともに、控除できる税額は法人税額または所得税額の10%（中小企業は20%）が上限。

両制度は選択適用となるため、メリットの大きいほうが選ばれることになるが、特に中小企業では、雇用や給与の増減は事業年度が終了してから明らかになる場合も多い。23年度では、2万3,667件あった雇用促進計画の受付件数のうち、達成状況の報告があったのは6,597件。計画の未達成や赤字によるものとみられる。報告がなくても罰則はないため、選択の判断ができない場合は、ひとまず計画を作成・提出しておくと言えらる。

『一部地域で回復傾向も 25年地価公示結果一国交省』

国土交通省が発表した25年地価公示結果によると、24年1月以降1年間の地価は、全国的に依然として下落を示した。ただ下落率は縮小し、上昇・横ばいの地点も大幅に増加、一部地域で回復傾向が見られる。24年7月1日時点の都道府県地価調査との共通地点で半年ごとの動向を見ると、前半に比べ後半に下落率が縮小した。

商業地の動向を見ると、全都道府県で前年より下落率が縮小した。オフィス系は依然空室率が高いが、新規供給の一服感から低下傾向にあり、改善傾向が見られる地域も多く、下落率は縮小。また、店舗系は総じて大型店舗との競合で中小店舗の商況は厳しい。ただ、繁華性のある地域では商業地の希少性もあり、上昇地点も見られる。

主要都市の中心部で耐震性に優れる新築・大規模オフィスへ業務機能を集約させる動きや、拡張や好立地への移転等、優良なオフィスが集積している地域の地価は下げ止まってきている。三大都市圏と一部の地方圏ではJ-REITによる積極的な不動産取得が見られた。地方圏は前年より下落率が縮小した。特徴的な地域を見ると、宮城県全体で変動率0.0%と、全国2位の変動率となった。また、マンション用地等の需要により福岡県福岡市の早良区など、全体で上昇した市区も見られた。

